

洋上風力発電事業にかかる関係者の皆様へ

北陸信越運輸局海事部

沖合での調査など海洋開発のため、人を乗せて船を運航させる場合、「旅客船」として法の規制がかかります。

- ・当運輸局管内の海域（新潟、富山、石川）では、新潟県村上市・胎内市沖が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく“促進区域”に指定され、また、富山県東部沖が“一定の準備段階に進んでいる区域”に整理されたことから、今後、洋上風力発電設備の設置に向けた調査や工事など各種作業の実施が見込まれています。
- ・これら作業の多くは海上で行われますが、例えば、洋上調査を行う人を乗せて調査ポイントまで船舶を運航する行為は、有償か無償かを問わず、海上運送法に規定される「船舶により他人の需要に応じて人又は物の運送を行う場合」に該当し、同法をはじめとする運輸関係法令による規制の適用を受けることとなります。
- ・予定する運航が、海上運送法上の「旅客船」や「船舶による人の運送」として許可または届出を要する場合、下記問い合わせ先での手続きのほか、併せて から の手続きも必要となります。
- ・洋上風力発電にかかる事業の適切な実施に向け、上記の海上運送にかかる各種手続きを確実にかつ円滑に行っていただくため、まずは、下記問い合わせ先までご相談ください。
の事業許可や届出以外の手続きについて不明な場合、それぞれご相談いただけるよう、各担当の連絡先も合わせてご案内いたします。
- ・なお、これら手続きには、完了まで一定の期間を要する場合もございますので、十分ご留意願います。

問い合わせ先

事業についての許可、届出

-----担当：海 事 産 業 課（025 - 285 - 9156）

運航管理者や安全管理規程など安全運航の確保のための体制構築、及び届出

-----担当：運航労務監理官（025 - 285 - 9160）

船員手帳の取得（総トン数5トン以上の船舶で一定の海域を越えて運航する場合）

-----担当：船員労働環境・海技資格課（025 - 285 - 9159）

旅客定員にかかる船舶の検査（救命設備など。場合により船体構造の適合性の確認）

-----担当：船舶安全環境課（025 - 285 - 9158）

以上